

県有施設における広告掲出者の公募選定に係る事務取扱要領

平成28年11月17日

総務部 総務課

第1 趣旨

公募により県有施設における広告掲出者（以下「掲出者」という。）を選定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第7号に規定する行政財産の目的外使用許可を行う場合には、公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 定義

この要領において、「広告」とは掲出者が県有施設に掲出するポスターをいう。

第3 公募の実施

公募は県ホームページへの掲載等により行うものとする。

第4 規制業種又は事業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲出しない。広告の掲出中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種又は事業者
- (2) 消費者金融に関する業種又は事業者
- (3) たばこに関する業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者
- (5) 法令に定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
- (6) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けている事業者に関する業種又は事業者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっている業種又は事業者
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する業種又は事業者
- (9) 各種法令に違反している業種又は事業者
- (10) その他県有施設に広告を掲出することが適当でないと認められる業種又は事業者

第5 掲出基準

広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲出することができない。広告の掲出中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 社会的な主義主張や個人の氏名を掲載するもの
- (6) 第三者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 消費者の利益の確保及び公正な競争を妨げるおそれのある次のいずれかの表現を含むもの

ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる不当表示（合理的な根拠を示すことができない場合は、不当表示とみなす。）

イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示

ウ 著しく射幸心をあおる表現

- (9) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (10) その他広告として掲出することが適当でないと思われるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を調査するため、県は必要に応じて掲出者に資料の提供を求めることができる。

第6 掲出場所及び規格等

掲出場所及び規格、掲出料は、別表のとおりとする。

第7 掲出期間

掲出期間は、原則として1年を超えないものとする。

第8 申込み

申込みは、県有施設における広告掲出者募集要項（以下「募集要項」という。）に従い、県有施設における広告掲出申込書（別記様式第1号）及び役員等一覧（別記様式第2号）その他必要な書類によるものとする。

第9 掲出者の選定

県は、次により掲出者を選定するものとする。

- 1 掲出場所ごとに提出された申込書類の審査し、掲出者を選定する。
- 2 期間を定めて公募した場合にあって同一の掲出場所に第4及び第5の定めを満たす者が2者以上ある場合は、くじにより掲出者を選定する。ただし、先着順で公募したときは、この限りでない。
- 3 申込者数等の申込み状況、掲出者について、県ホームページ等により、原則として公表するものとする。

第10 行政財産の目的外使用許可申請

掲出者は、広告を掲出するに当たって、規則第24条第1項に定める行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

第11 広告の作成及び提出

- 1 行政財産の目的外使用許可を受けた掲出者は、掲出する広告を、県が指定した日までに県が指定した場所に提出するものとする。
- 2 広告の作成に要する経費は、掲出者が負担するものとする。

第12 広告の掲出及び撤去等

広告の掲出及び撤去に関する作業は原則として県が行うものとする。

第13 広告内容の修正

県は、第5の規定に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、掲出者に対していつでも広告内容の修正を求めることができる。

第14 広告内容等の変更

掲出者は、広告内容等を変更するときは、変更の2週間前までに、県に協議するものとする。

第15 広告掲出の取消し

県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲出者への催促その他何らかの手続きを要することなく、行政財産の目的外使用許可を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告の掲出料が納付されない場合
- (2) 指定する期日までに掲出する広告が提出されない場合
- (3) 第4又は第5の規定に反すると判断した場合
- (4) 第13の規定による広告内容の修正が行われない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合

第16 広告掲出の取下げ

- 1 掲出者は、自己の都合により、掲出中あるいは掲出予定の広告掲出を取り下げることができる。
- 2 掲出者は、前項の規定により、広告掲出を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

第17 広告掲出料の返還

広告掲出を取り消した場合、既に納付された広告掲出料は返還しない。

第18 掲出者の責務

- 1 掲出者は、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三

者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 掲出者は、広告の掲出により、第三者に損害を与えた場合は、掲出者の責任及び負担において解決しなければならない。

第19 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と掲出者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月17日から施行する。

別表

掲出場所		規格	掲出料 (消費税及び地方消費税別)
県庁1号館、3号館、4号館	エレベーターホール	B2	10,000円/月
	エレベーター内		8,000円/月

(注) 掲出料は、上記に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。